技能検定員

(普自

山青一森

九市

八の四十大字三内字丸

知識 技能検定に関 審査の

種

類

期

月

場所及び項目

審

査

0)

種

類

審

查期

日

審

査 場

所

審

査

項

目

教習指導員

(普自

一 ら月 後三での月十つ 同二令五十の月十つの月十十和時分 月十和時分前四日三十日年でら八日か年 十日年でら八日か年 八か五

部運転免許課

技智に

び関

知識る

山 青 森 県 報

次

目

女委員会

公安委員会

(運転免許課) …

公安委員会

青森県公安委員会告示第二十四号

令和三年三月五日う。)第二条及び第十条第二項の規定により告示する。う。)第二条及び第十条第二項の規定により告示する。

青森県公安委員会委員長 成 田

亚目

和三年 三月五 日 金曜 日

Ħ

令

教習指導員 技能検定員 教習指導員 技能検定員 (普通) (普通) 全大準中大 引特中型型 (全大準中大 引特中型型 型 型 二 後三でを曜月月 後三でを曜月月 五十の除日十一令五十の除日三一令 時分午く・五日和時分午く・十日和 まか前。日日か三まか前。日日か三 でら八)曜(ら年でら八)曜(ら年 午時ま日土同十 午時ま日 日までの午前 令和] 三年七 まか前 右 右 右 同 同 同 知識 技能検定に関 技能及び知識教習に関する 知識技能及び技能検定に関 教習に関する び関 識る

教習指導員(中型二種) (中型二種) (中型二種)	
六 五 四 三 二 一 一 前月 まか前月 まか前月 まか前月 まか前月 まか前月 まか前月 まか前月 ま	四 三 二 午時まら月 後三でを曜月月 五十の九月 午時まら月 後三で同二令五十の除日十九令時分午月三令後三で同二 五十の月十和時分午く・四日和まか前三十和五十の月十 時分午三八三まか前。日日か三でら八日日三時分午三八 まか前十日年でら八)曜(ら年 午時まか年まか前十日 でら八日か九 午時ま日土同九 後三でら八でら八日か
右 同	
技教 知す技 能習 識る能 及に 技検 び関 能足 知す 及に 知す 及び	技能及び知識

員(普通)」を「教習指導員(大型)」に読み替えること。

通)」に、「技能検定員(普通)」を「技能検定員(大型)」に、「教習指導

「技能検定員(普通)」に、「教習指導員(大型)」を「教習指導員(普

(注)自衛隊教習所関係者にあっては、審査の種類欄の「技能検定員(大型)」を

申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先 各審査日の一月前から審査当日まで

青森市大字三内字丸山一九八の四

	技能検定員(大自二)	
=	五 四 三 二 一 一	八 時分午二 まか前月令でら八月の まか前月令でら八月の でら八十和 午時七三 後三日年 五十の十 時 大十の十 後三日年 五十の十 時
	同 技教 知識 対 部 及 び 知 を を 形 及 び り な 形 及 り の り の り の り の り り り り り り り り り り り	

青森県警察本部交通部運転免許課

2 提出書類

審査申請書

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。 センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。 審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に 写真(申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦三・○

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条

審査手数料

める書類を審査当日提示すること。

当該審査を受審できることを証するため、審査規則第三条及び第十一条に定

例第百一号)別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。 その他

審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

詳細については、青森県警察本部交通部運転免許課(電話○一七―七八二―

○○八一)に問い合わせること。

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 定価 小口一枚ニ付十五円

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)